

# 建設アスベスト神奈川訴訟・国との和解に関する声明

2022年4月8日

建設アスベスト訴訟原告団

建設アスベスト訴訟神奈川弁護団

神奈川県建設労働組合連合会

## 1 (和解の内容)

建築現場における作業を通じて石綿粉じんに曝露し、中皮腫や肺ガンなどの石綿関連疾患を発症した被災者及びその遺族が、国と石綿含有建材製造企業（以下、「建材メーカー」という。）を訴えていた建設アスベスト神奈川第2陣訴訟について、本日、最高裁判所第2小法廷（菅野博之裁判長）において、国との間で和解が成立した。

和解の内容は、国が原告らに対して謝罪し、石綿による被害に対して、今後の被害防止対策や治療・医療体制の確保、被災者及び遺族に対する補償等について、建設アスベスト訴訟全国連絡会と継続的に協議することを確認した上で、本件の原告62名（被災者単位42名）に対し、総額約5億2100万円を支払うものである。

## 2 (和解の意義)

今回の和解は、昨年5月17日に言い渡された最高裁判決によって、一人親方等も含め、国の責任が明確に認められたことを踏まえ、同月18日に国との間で成立した基本合意において、国との間で係属中の訴訟については、和解によって解決するとされたことに基づくものである。

基本合意の成立後、国との訴訟については、全国各地で、順次、和解が成立している。去る1月26日には、横浜地方裁判所において、建設アスベスト神奈川3陣訴訟の原告らとの間で和解が成立、同28日には東京高等裁判所において同神奈川第1陣訴訟の原告らとの間で和解が成立するなど、これまでに多くの被災者及び遺族の救済が実現している。

本年1月から、建設アスベスト給付金制度による給付金の申請の受付が開始された。国においては迅速かつ円滑な給付金の支給を進めるとともに、未提訴の被災者及び遺族が広く給付金の支給を受けられるように努めることを、改めて要望するものである。

## 3 (建材メーカーの責任)

(1) 建材メーカーの損害賠償責任についても、昨年5月17日に言い渡された最高裁判決を含め、既に複数の判決によって確定するに至っている。本訴訟も、本年2月の最高裁の上告決定により、原告57名について既にメーカー責任が確定している。

ところが、建材メーカーらは、被災者及び遺族を救済する基金制度への参加に向けた協議に応じないばかりか、係属中の他の訴訟においても、未だに争う姿勢を崩していない。

建材メーカーらの損害賠償責任は、石綿を含有した危険な建材を販売する際、警告義務を尽くしていなかったことを理由とするものであるが、そもそも建材メーカーらが危険な石綿含有建材を製造、販売しなければ、多くの建設作業従事者らが石綿粉じん曝露による被害を受けることはなかった。そのため、建設アスベスト訴訟の各判決において、二次的、補充的な責任と位置付けられている国の責任と比べて、建材メーカーらの責任は、重くなることはあっても軽くなることは決してないものである。

建材メーカーらは、自らの利益追求のために、石綿の危険性を十分に周知することをしないまま、長年にわたって大量の石綿含有建材を製造、販売し続けてきた。その結果、多くの建設作業従事者が石綿粉じんに曝露し、重篤な石綿関連疾患を発症させ、現在の深刻な被害状況を生んでいる。

原告らは、建材メーカーらに対し、自らの責任に正面から真摯に向き合い、訴訟を行わなくとも被災者及び遺族を救済する基金制度への参加に向け、誠実な対応をするよう強く求めるものである。

(2) なお、最高裁第2小法廷は、本神奈川第2陣訴訟の解体工原告5名の関係でメーカーの上告を受理しており、本年6月3日に判決を下す予定である。

解体作業については、他の作業と同等乃至それ以上にアスベスト粉じんに曝露する危険性が高い。建材メーカーの警告義務について、解体工との関係では結果回避可能性がないなどして最高裁が安易に建材メーカーを免罪させることがあつてはならない。

#### 4 (最後に)

本神奈川第2陣訴訟は、平成26年5月15日に提訴してから約8年間もの時が経過した。被災者44名中、現在の生存者は13名であり、提訴後に死去した方は16名である。早期解決とならなかつたことは残念であるものの、亡くなつた被災者の方々の遺志を継ぎ、本日最高裁で解決を迎えたことに大きな意義を感じる。

建築作業を通じて石綿粉じんに曝露し、石綿関連疾患を発症するに至つた、全ての被災者及び遺族の救済を実現するには、これから取組が重要である。我々は、この建設アスベスト給付金制度による給付金の支給が迅速かつ円滑に進み、未提訴の被災者及び遺族が広く給付金の支給を受けられるように、給付金制度の周知や被災者の掘り起こしに努めていくと同時に、建材メーカーに対し、この基金制度への参加に向けて誠実な対応をするよう強く求めていくことを、改めて表明する。

以上